

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成二十八年十一月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十六年十一月十五日以後において
行うこととし、その買取金額は、
次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(一) 次の区分に応じ、その買取金額は、
ら 平成二十七年五月十五日前
平成二十六年十一月十五日か

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) なる金額は、次の算出結果に田未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一田に満たない場合

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.10}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩
୮
୮

(二) 平成二十七年五月十五日以

後の場合は、金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす

助法号（昭和二十二年法律第百十救助法）の区域において、災害にかかる債券を一ヶ月十五日前に当該個人向ける者が、当該個人が該災害に該個人向ける國債の中途換金を請求する。算式により算出した、当該個個人が該災害に該個人向ける國債の中途換金を請求する。算式により算出した、当該個個人が該災害に該個人向ける國債の中途換金を請求する。

(一) 金額とされる。算式により算出した、当該個個人が該災害に該個人向ける國債の中途換金を請求する。算式により算出した、当該個個人が該災害に該個人向ける國債の中途換金を請求する。

前ままで平成二十六年十一月十五日から

前ままで平成二十六年十一月十五日から
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額

(二) の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
- (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

平成二十六年五月十五日前

の場合は
額面金額 + 経過利子に相当する金額
- (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)